

海上タクシーで火災が発生し、海に飛び込んだ旅客 2 人が死亡

概要：本船は、船長 1 人が乗り組み、旅客 4 人を乗せ、A 港内を航行中、火災が発生し、乗船者全員が海に飛び込むなどした後、旅客 2 人が死亡、船長が負傷した。

損傷：船体 焼損して沈没

本船（海上タクシー）

総トン数：19 トン
 L×B×D：16.80m×4.48m×1.65m
 船 質：FRP
 機 関：ディーゼル機関 2 基



本船（写真提供：船長の親族）

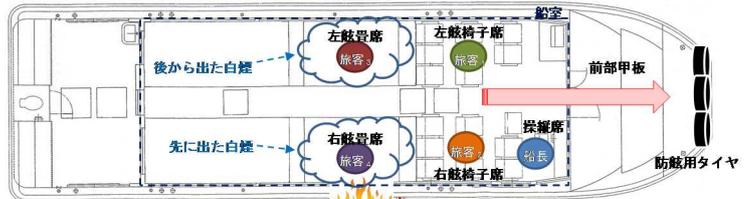
天気：雨
 風向：北東 風速：約 2m/s
 海水温：約 12°C

21:25 ごろ

本船は、A 港の船着場を出発した

21:27 ごろ

本船は、両舷主機を約 500rpm の前進にかけ、A 港内を航行中、右舷畳席の四辺から白煙が漏れ出した



乗船者の配置等概略図

本船は、船長が両舷主機を停止した後、左舷畳席の四辺から白煙が漏れ出した

旅客₁は、次第に煙が船室に充満してきたので、船長、旅客₂～旅客₄に続いて前部甲板へ避難を始めた

本船は、船室の右舷中央側壁の外側に炎が上がった

機関室から出火した火災が船体に燃え広がったのは、通風機が作動しており、機関室内に新鮮な空気が供給され続けたことが関与した可能性がある

船長は、旅客が前部甲板へ避難を始めたときであれば、火災が及んでいなかった前部椅子席の下に格納されていた救命胴衣を手渡すことができた

21:29 ごろ

旅客₁は B 港で下船していた旅客の 1 人に携帯電話で救助を求め、旅客₃は携帯電話で海上保安庁に通報した

船長、旅客₂～旅客₄は、前部甲板から救命胴衣を着用せずに海に飛び込み、旅客₁は、船首端の防舷用タイヤをつないでいた鎖にぶら下がり、救助を待った

船長は、冷静な対応ができなかったものと考えられるが、ふだんから非常時の旅客の避難手順を検討していれば、旅客に対し、救命胴衣を着用させる措置を講じることができた可能性がある

21:45～21:53 ごろ

旅客₁、旅客₂及び船長は、旅客₁からの連絡を受けて B 港の船着場を出発した救援ボートによって救助された



炎上中の本船（写真提供：海上保安庁）

23:15 ごろ

旅客₃は、別の救援ボートに救助された後、死亡（溺死）が確認された

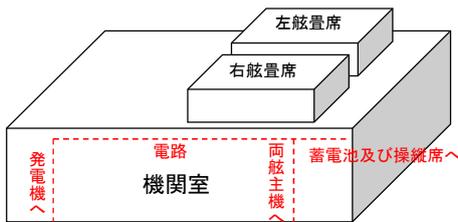
23:55 ごろ

本船は、上甲板上の構造物が炎上し、A 港南西方沖で沈没した

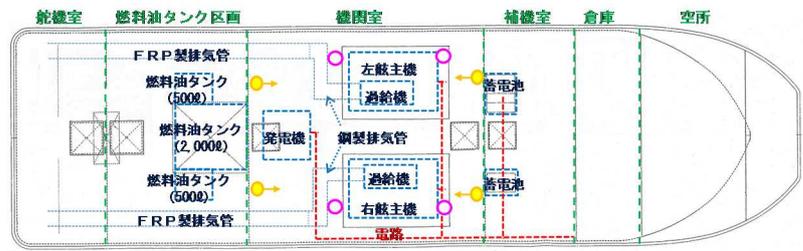
約 1 か月後

旅客₄は、プレジャーボートに発見された後、死亡（溺死）が確認された

出火及び延焼の状況



機関室内の電線の敷設状況



上甲板下区画概略図

機関室内の電線は、**複数本が束ねられており、内部に熱を持ち劣化しやすい状態**となっていた可能性がある

右舷主機は、排気系統配管部の表面温度が運転中に軽油等の発火温度を上回る場合があり、高圧配管から軽油等が噴き出して排気系統配管部と接触した場合、出火する可能性がある

本船は、**軽油等と高温となった右舷主機の排気系統配管部との接触**又は機関室の右舷側壁天井付近を這わせてあった**電線の短絡、漏電等**により、出火した可能性がある（出火源は不明）



防音材（本船の類似船）

火災は、**天井全面に張られていた防音材及びその付近のFRPに延焼**して機関室から船室まで燃え広がり、上甲板上の構造物が炎上

火災発生 of 早期認知及び初期消火

船長は、火災発生を認知してから2分以内に炎が上がっており、持運び式粉末消火器による初期消火ができなかった

本船の機関室に自動拡散型粉末消火器が備え付けられていたが、鎮火に至らなかった（作動の有無は不明）

本船は、航行中に機関室内を定期的に監視できる状態になく、条件によっては自動拡散型粉末消火器で鎮火に至らない場合があることを踏まえ、**火災探知器又は監視カメラを機関室内に設置**していれば、持運び式粉末消火器による初期消火を行うことができた可能性がある

救命胴衣格納場所の説明

船長は、救命胴衣の格納場所について、掲示しており、多くの旅客が本船を繰り返し利用していたので、**知っているもの**と思い、**ふだんから説明していなかった**（旅客₁及び旅客₂は救命胴衣の格納場所を知らなかった）

出港時に格納場所を説明していれば、旅客が救命胴衣を持って避難した可能性がある

再発防止に向けて（事故防止策）

- ・機関室で火災が発生した際には、主機を停止するとともに、通風機を停止するなどして機関室内への空気の供給を遮断する措置を採ること
- ・非常時の旅客の避難手順を検討しておくこと
- ・旅客に対し、出港時に救命胴衣の格納場所を説明しておくこと
- ・機関室内を定期的に監視できる状態にない小型船舶は、**火災探知器又は監視カメラを機関室内に設置**し、乗組員が火災発生を早期に認知できる状態にしておくことが望ましい
- ・機関室火災の予防のため、**電路、機関の燃料油及び潤滑油系統、冷却装置、高温部の防熱処理等の点検及び整備を適切な時期に実施**すること

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。（平成28(2016)年6月30日公表）
http://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2016/MA2016-6-1_2015tk0003.pdf